

CLAIR REPORT

オーストラリアの青少年政策

—青少年の生活と直面する諸問題—

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 187 (October 29, 1999)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

目次

はじめに	1
第1章 オーストラリアの青少年の生活	2
第1節 青少年人口	2
第2節 青少年と教育	3
(1) 義務教育修了後の在学の状況	3
(2) ハイスクール修了後の進学状況	4
第3節 青少年と仕事	5
(1) 就業状況	5
(2) 就業形態	6
(3) 収入	7
第4節 青少年のライフスタイル	8
(1) 居住	8
(2) 結婚・出産	8
(3) 生活時間	9
(4) 余暇	9
第5節 青少年と社会病理	10
(1) 犯罪	10
(2) ドラッグ	10
(3) 自殺	11
第2章 オーストラリアにおける青少年政策の概要	14
第1節 連邦政府の青少年政策	14
(1) 現行の政策の概要	14
(2) 青少年手当	15
(3) 相互義務	17
(4) 読み書き計算能力の確保	18
(5) 職業実習の拡充	18
(6) 雇用へのアクセスの拡大	19
(7) 青少年失業者への参加機会の提供	20
(8) 青少年の社会参加の奨励	21
(9) 不利な境遇の青少年を対象とする特別事業	22
(10) その他の青少年政策（例示）	22
第2節 州政府の青少年政策	23
第3節 自治体の青少年対策	24
第3章 オーストラリアにおける青少年の自殺問題とその対策	25

第1節	オーストラリアにおける青少年の自殺の現状	25
第2節	青少年の自殺問題の背景	25
第3節	青少年の自殺問題へのオーストラリア政府の対応	27
	(1) 青少年の自殺問題への対応	27
	(2) 青少年の自殺問題対策担当機関	28
	(3) 青少年の自殺問題対策の推進状況	28
第4節	現行の青少年の自殺問題対策事業の概要	30
	(1) 自殺の危機にある青少年への対応の強化	30
	(2) 自殺のリスクの高いグループの青少年に対する支援サービスの強化	31
	(3) 青少年自殺防止対策の関連分野における人的基盤の拡充	32
	(4) 家庭及び学校における対応に関する啓発	32
	(5) 自殺の要因が自殺行動につながることを防止する方策の開発	33
	主な参考文献	35

はじめに

オーストラリアと言えば、青少年のイメージが強いのではないだろうか。テレビなどで紹介されるオーストラリアの青少年たちの姿も、多くはサーフィンやスポーツに興じ、明るく健康的な生活を楽しんでいるように見える。実際、各種の統計で見ても、今日のオーストラリアの大多数の青少年は、かつてなく豊かで健康的な生活水準を享受し、その平均的な教育水準も大幅に向上している。

しかし、その一方で、極めて深刻な社会問題に直面しているオーストラリアの青少年も少なくない。青少年の自殺が他の国に比べて著しく多いという事実はそれを最も端的に象徴している。15～24 歳層の男性における人口 10 万人当たりの自殺者数は、オーストラリアでは約 25 人で、これは日本（約 10 人）の倍以上の水準であり、他の先進国と比べても特に青少年の自殺率が高いものとなっている。

こうした背景には、高い失業率、ドラッグの広がり、非都市地域の疲弊など、オーストラリアの青少年たちの直面する様々な社会問題が複合的に作用していると指摘されている。このような状況を背景に、オーストラリアの連邦、州及び自治体の各レベルの政府は、特に青少年の間で深刻な社会問題を「青少年問題」と呼び、関連する分野での対策の強化に力を入れており、それらの政策は「青少年政策」と総称されている。

本レポートは、今日のオーストラリアの青少年の生活の実態を紹介するとともに、その直面する諸問題に向けて講じられている青少年政策の概要について報告する。

青少年問題は、多くの意味で、それぞれの社会の負の部分の縮図と言える。わが国には、オーストラリアとの交流を行っている自治体も多いが、それらの自治体関係者がオーストラリア社会に対する理解をさらに深める上で本レポートが一助となるとともに、本レポートで紹介するオーストラリアにおける取組みが、わが国の青少年問題の検討においても何らかの参考となることを期待している。

このレポートは、当協会シドニー事務所の遠藤所長補佐とマスト調査員が共同して担当したが、調査研究を進めるに当たってはオーストラリアの多くの関係機関にご協力いただいたので、この場をお借りして感謝の意を表す。

第1章 オーストラリアの青少年の生活

第1節 青少年人口

最近の国勢調査（1996年）によれば、オーストラリアの人口は、17,892,423人、のうち15～24歳層人口（以下、「青少年人口」という。）は2,572,145人（男性1,306,124人、女性1,266,021人）で、14.37%を占めている。これを日本と比較すると、日本における青少年人口比率は14.70%（1995年国勢調査）でほぼ同じ水準である。

表1 日豪の年齢層別人口構成比（男女別） (%)

年齢層区分	オーストラリア (96年国勢調査)		日本 (95年国勢調査)	
	男	女	男	女
0～4歳	3.62	3.44	2.40	2.30
5～9	3.67	3.49	2.66	2.53
10～14	3.69	3.51	3.06	2.95
15～19	3.57	3.41	3.50	3.34
20～24	3.72	3.66	3.96	3.83
25～29	3.75	3.81	3.47	3.40
30～34	3.83	3.92	3.21	3.17
35～39	3.88	4.00	3.10	3.08
40～44	3.63	3.71	3.59	3.55
45～49	3.52	3.49	4.20	4.23
50～54	2.78	2.70	3.55	3.64
55～59	2.26	2.20	3.13	3.25
60～64	1.90	1.92	2.91	3.12
65～69	1.82	1.92	2.39	2.72
70～74	1.50	1.78	1.58	2.25
75～79	0.98	1.34	1.02	1.66
80～84	0.57	0.97	0.67	1.21
85歳以上	0.32	0.78	0.40	0.91

(注) 数値は四捨五入しているため、合計で100%にはならない。

(資料) Australian Bureau of Statistics (ABS), 1996 Census 及び 1995年国勢調査

総人口に占める青少年人口の割合の推移を見ると、1921年には17%であり、32年のピーク時には18%を超えた。その後、56年まで減少が続き13%台まで下降したが、戦後ベビーブームで生まれた者が青少年世代を占めるようになるにつれ上昇に転じ、79年には18%近くにまで達した。しかし、それ以後、青少年人口比率は一貫して低下し続けている（表2参照）。96年現在では14.6%となっており、今後も減少傾向が続き、2036年の青少年人口比率は11.8%と予測されている。

表2 日豪の青少年（15～24歳層）人口比率の推移 (%)

年	1980	1981	1985	1986	1990	1993	1994	1995	1996
オーストラリア		17.4		16.8	16.2	15.5	15.2	14.9	14.6
日本	13.77		14.19		15.22			14.70	14.35

(注) 日本の人口は国勢調査及び推計人口に基づく。

(資料) ABS, Youth, Australia: A Social Report 1997

オーストラリアは、ニューサウスウェールズ (NSW) 州、ビクトリア (VIC) 州、クイーンズランド (QLD) 州、南オーストラリア (SA) 州、西オーストラリア (WA) 州及びタスマニア (TAS) 州の6つの州と北部特別地域 (NT) 及び首都特別地域 (ACT) の2つの特別地域から構成されている (以下、州及び特別地域の略称はこれによる。)

州・特別地域別の青少年人口比率を見ると、最も高いのが ACT (17.4%)、最も低いのが SA 州 (13.8%) となっている (表3参照)。

表3 オーストラリアにおける州・特別地域別青少年人口比率 (1996年6月30日現在) (%)

豪州全体	NSW	VIC	QLD	SA	WA	TAS	NT	ACT
14.6	14.3	14.5	15.2	13.8	15.0	14.0	17.0	17.4

(資料) ABS, Youth, Australia: A Social Report 1997

多くの移住者を受け入れているオーストラリアでは、人口の約23%を海外出身者が占めている (96年国勢調査)。15～24歳層における海外出身者の割合は約16%で、25歳以上層における約30%より14ポイント低い。これは、戦後及び50年代半ばから60年代後半に大量の移民があったことにより、中高年齢層に海外出身者が多いことが主たる要因である。

18世紀末にイギリスからの植民が開始する前からオーストラリアに住んでいたアボリジニー及びトレーストレイト諸島民 (以下、「先住民」という。) の人口は352,970人で (96年国勢調査)、総人口の1.97%を占めている。先住民における青少年人口比率は約20%で、オーストラリア全体の青少年人口比率よりも高くなっている。

第2節 青少年と教育

(1) 義務教育修了後の在学の状況

オーストラリアの教育制度の概要は図1のとおりであり、このうち小学校とハイスクール4学年までに当たる第1学年～第10学年 (オーストラリアでは小学校からハイスクールまで通算して学年を数える。) の10年 (年齢は概ね5歳から15歳まで) が義務教育である。なお、オーストラリアでは、各ハイスクールは第7学年から第12学年までであり、日本の中学校と高等学校のような区別はない。

図1 オーストラリアの教育制度の概略 (NSW州の場合)

年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
学年			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	大学等		
			プライマリー・スクール (小学校)						ハイスクール (10 学年までが義務教育)								

(注) 学年度は1月に始まる。その年の1月1日現在満5歳6ヶ月以上の児童が当該年度に小学校に入学する。

義務教育修了後の進路は、そのままハイスクールに在学する（第10学年から第11学年への進級）、州立の専門教育機関等に進学する、学校を去る（就職等）の3つに概ね分かれる。

かつては、義務教育修了の時点で学校を去る者が多かったが、近年は、ハイスクール最終学年である第12学年まで修了する者が増えており、同学年まで在学する者の割合は、80年の34%から90年には64%となり、96年では、71%（男性66%、女性77%）となっている。

日本では、高等学校への進学率は、96年で96.8%（男性95.9%、女性97.8%）である。

(2) ハイスクール修了後の進学の状況

ハイスクール修了後に進学する高等教育機関としては、大学と VET (Vocational Education and Training: 職業教育訓練) 機関に分かれる。

大学に進学するためには、第12学年を修了していることが必要であり、毎年10月末から11月にかけて州ごとに実施される共通修了試験（試験の名称や内容は州により若干異なる。NSW州では、HSC[Higher School Certificate]と呼ばれる。）とともに第11・12学年の成績に基づいて大学進学得点値 (TER: Tertiary Entrance Rank) が計算され、その得点値により、進学を希望する大学・学科に入学できるかどうかが決まる。大学ごとの入学試験はなく、共通修了試験が事実上の大学入学試験となる。

VET 機関は、各種専門職に直結する実践的な知識及び技術を提供する職業教育訓練機関であり、代表的な機関は、州政府が設置・運営する州立高等専門校 (TAFE: Technical and Further Education) である（そのほか各種団体や民間が提供する職業教育訓練がある）。TAFE は、ビジネスや法律などの専門知識、理容やエンジニアリングなどの実践技術、デザインやコンピューターなどの専門技術に関する講習を幅広く提供し、昼間の全日制のコースだけでなく、夜間に受講できる定時制のコースも設けている。修了したコースにより、簿記や会計などについての学位 (ディプロマ) や理容師資格などの修了証を取得できる。第10学年あるいは第12学年修了後に VET に進む者だけでなく、大学卒業後に VET を受講する者も多い。97年の VET 登録者総数は140万人を超え、これは15~64歳層の約12%に当たる。

96年において、高等教育機関（大学及び VET 機関）に在学する青少年（15~24歳）は

約 66 万人で、このうち 56%は大学、36%は TAFE に在学している。大学在学者の男女比は、86 年までは男性の方が多かったが、以後逆転し、96 年では男性 45.4%、女性 54.6%となっている。VET 在学者では男性の方が多く、男性 52%、女性 48%である。

表 4 のとおり、教育機関に在学する青少年の割合は増大する傾向にあり、88 年から 96 年の間に、15～19 歳層の在学率は 66%から約 75%に、20～24 歳層では約 20%から約 29%に、それぞれ上昇している（表 4 参照）。

表 4 オーストラリアの青少年の在学率の推移

	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
15～19 歳層	66.0	66.8	67.4	71.3	73.2	74.1	74.0	73.7	74.6
20～24 歳層	19.5	21.3	22.3	25.2	26.4	27.0	26.3	28.3	29.4

(資料) ABS, Participation in Education, Australia

第 3 節 青少年と仕事

(1) 就業状況

97 年 8 月現在で、オーストラリアの労働力人口（15 歳以上人口のうち、就業者、休業者及び完全失業者の総数。学生、家事従事者などで職を持たず、また職を求めない者の総数は、「非労働力人口」と呼ばれる。）は約 9,186 万人で、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合は 63%である。青少年（15～24 歳層）の労働力人口は約 1,779 万人で、同年齢層人口に対する比率は 67%（男性 69%、女性 65%）である。15～19 歳層及び 20～24 歳層における労働力人口の割合は、それぞれ 53%及び 80%となっている。

労働力人口比率の推移を見ると、15～19 歳層では 50%台、20～24 歳層では 80%前後で推移している（表 5 参照）。総人口に対する労働力人口比率がほぼ同水準で推移しているのに対し、15～19 歳層では 82 年から 97 年の間で 59%から 53%と減少しているのは、義務教育修了後の在学率が上昇していることが主な要因である。

日本の 15～19 歳層及び 20～24 歳層における労働力人口比率は、96 年においてそれぞれ 17.4%及び 74.3%である。

表 5 オーストラリアにおける労働力人口比率の推移

	82	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
15-19 歳	59.3	55.6	56.2	58.3	57.4	52.9	54.1	51.5	53.8	55.9	57.1	53.2
20-24 歳	79.6	82.6	83.0	83.4	83.8	81.9	81.6	80.6	81.3	82.0	82.3	79.8
15 歳以上全体					63.6	63.0	62.6	62.8	63.3	63.7	63.5	63.2

(資料) ABS, Labour Force, Australia 及び ABS, Australian Economic Indicators

オーストラリアにおける完全失業率は、97 年（同年の平均。以下同様。）において全体で

は 8.3%であるのに対して、15～19 歳層では約 19%、20～24 歳層では約 14%と、青少年の完全失業率は極めて高く、90 年代初めの不況期に比べると改善する傾向にはあるものの、オーストラリアの青少年の直面する最も深刻な問題の 1 つになっている（表 6 参照）。

ちなみに、日本の完全失業率は 92 年から上昇傾向にあり、97 年では全体で 3.4%、青少年については、男性 6.9%、女性 6.3%であった。98 年 3 月現在では、全体で 4.1%、青少年については、男性 10.1%、女性 8.4%にまで達している。

表 6 オーストラリアにおける完全失業率の推移

	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97
15-19 歳	18.7	15.5	13.7	16.5	21.0	25.0	23.0	20.3	20.0	19.5	19.3
20-24 歳	11.6	10.9	7.9	10.9	14.6	16.1	16.1	13.9	11.1	11.9	13.8
15 歳以上全体				8.3	10.3	10.9	10.5	8.9	8.4	8.7	8.3

（資料）ABS, Labour Force, Australia 及び ABS, Australian Economic Indicators

雇用情勢は地域による格差が大きい。州別の完全失業率を見ると、TAS 州が最も高く、NT が最も低い。青少年の完全失業率も同様に、TAS 州が最も高く、NT が最も低い（表 7 参照）。

表 7 オーストラリアにおける失業率（州別）（1996 年）

	全国	NSW	VIC	QLD	SA	WA	TAS	NT	ACT
15 歳以上全体	8.7	8.0	9.1	9.6	9.5	7.5	10.7	5.6	7.9
15-24 歳	14.8	13.1	14.7	16.5	17.7	13.5	20.9	12.2	17.4

（資料）ABS, Youth, Australia: A Social Report 1997 及び ABS, Australian Economic Indicators

（2）就業形態

青少年の就業形態では、パートタイム就業（週当たりの所定労働時間が 35 時間より少ない就業）が多いことが特徴である。総就業者に占めるパートタイム就業者の割合は、25 歳以上では約 22%であるのに対し、15～19 歳層では約 63%（特に女性では約 74%）、20～24 歳層では約 27%となっている（表 8 参照）。パートタイム就業を希望する青少年が多いこともあるが、労働市場全般の傾向として、パートタイム就業の需要が高まっている。

日本では、97 年において 15～24 歳層の就業者の 67.6%（男性 70.3%、女性 64.9%）はフルタイムで就業しているが、傾向としてはパートタイム就業が増えている。

96 年 2 月現在、就業者のうち過去 1 年以内に職を変えた者の割合は、就業者全体では 21.2%であるのに対し、15～19 歳層では 27.6%、20～24 歳層では最も高い 31.6%となっ

ている。この割合は増加傾向にある。

日本では、96年における30歳未満層の青少年の離職率（過去1年間に離職した者の就業者総数に占める割合）は20.3%（男性16.4%、女性25.1%）である。

表8 オーストラリアにおける労働力人口（1997年）（千人、%）

		15～19歳	20～24歳	青少年全体	25歳以上
男	就業者数①	278.7	494.3	773.0	3956.2
	フルタイム就業	132.6	398.2	530.8	3622.5
	パートタイム就業	146.1	96.1	242.2	333.7
	失業者数②	70.7	89.4	160.1	287.7
	フルタイム求職中	44.4	80.3	124.7	273.7
	パートタイム求職中	26.4	9.1	35.5	13.9
	労働力人口③（①+②）	349.4	583.7	933.1	4243.9
	非労働力人口	311.1	109.1	420.2	1584.2
	総人口④	660.5	692.8	1353.3	5828.1
	失業率（②÷③）	20.2	15.3	17.2	6.8
	労働力人口比率（③÷④）	52.9	84.3	68.9	72.8
女	就業者数①	274.7	447.6	722.3	2864.0
	フルタイム就業	72.3	289.4	361.7	1663.3
	パートタイム就業	202.4	158.2	360.6	1200.7
	失業者数②	61.9	61.4	123.3	193.5
	フルタイム求職中	30.5	47.0	77.5	136.4
	パートタイム求職中	31.4	14.4	45.8	57.0
	労働力人口③（①+②）	336.6	509.0	845.6	3057.5
	非労働力人口	291.7	166.8	458.5	3049.8
	総人口④	628.3	675.8	1304.1	6107.3
	失業率（②÷③）	18.4	12.1	14.6	6.3
	労働力人口比率（③÷④）	53.6	75.3	64.8	50.1

（資料）ABS, Labour Force, Australia

（3）収入

青少年の収入源について見ると、95年度において、56%は給与又は賃金、20%は政府の公的手当を主たる収入源としており、収入のないものは17%である（表9参照）。

同年度において、フルタイムで就業している青少年の割合は、15～19歳層では17.5%、20～24歳層では56.5%で、その中位週間賃金額（税込）は、15～19歳層の場合279オーストラリア・ドル（以下、単に「ドル」という。）、20～24歳層の場合458ドルであった。

フルタイムで就業している日本の20～24歳層の96年6月分の平均月間賃金額は、日本円に換算して男性が約20万700円、女性が約18万900円である。

表9 オーストラリアの青少年(15～24歳)の主たる収入別人口構成比 (1995年度)

(%)

主たる収入	全日制在学者	定時制在学者	非在学者	青少年全体
給与又は賃金	33.1	87.3	68.5	55.9
公的手当	21.5	9.1	21.1	20.3
その他の収入	12.8	1.5	3.4	7.0
収入なし	32.6	2.0	6.9	16.8

(資料) ABS, Youth, Australia: A Social Report 1997

第4節 青少年のライフスタイル

(1) 居住

97年6月現在、15～19歳層及び20～24歳層で親と同居している者の割合は、それぞれ88%及び46%となっている。かつては義務教育又はハイスクールを修了するとすぐに独立する青少年が多かったが、近年は、親と同居する者の割合が増大する傾向にあり(82年の61%が97年は66%)、その要因としては、教育機関に在学する青少年の割合が増加したこと、住宅の賃貸料が上昇したことなどが挙げられる。

(2) 結婚・出産

オーストラリアでは、婚姻の年齢要件は男女とも16歳以上である(ただし、18歳未満の者の場合には、保護者又は裁判所の許可が必要)。

平均初婚(正式に婚姻届を提出した結婚)年齢は、96年で男性が27.6歳、女性が25.7歳であるが、これを10年前と比較すると、男性で2.0年、女性で2.2年上昇しており、晩婚化が進んでいる。日本でも晩婚化が進んでおり、96年の平均初婚年齢は、男性が28.5歳、女性が26.4歳であった。

ただし、オーストラリアの場合、デファクト(de facto)と一般に呼ばれる事実婚(婚姻届は提出していないが、事実上夫婦として生活していること。)が非常に多い。このデファクトを含めると、15～19歳層で2.2%、20～24歳層で20.4%が結婚しているが、そのうち前者では約80%、後者では約50%がデファクトであり、25歳以上層に比べ、デファクトの割合が非常に大きい。

なお、オーストラリアにおける離婚率(婚姻人口1,000人当たりの離婚した者の数)は97年において12.5人で、全般に増加する傾向にある。24歳以下層においても、離婚率は、92年から97年までに、男性は10.7人から14.3人に、女性は16.0人から19.0人に、それぞれ上昇している。

また、日本と同様、オーストラリアでも少子化が進んでおり、合計特殊出生率は1.8人(96年)まで低下している(日本では96年で1.43人)。

出産年齢も以前より高くなっており、出産した女性のうち、20～24歳層の占める割合は、76年の31%から96年の18%に低下している。

なお、96年において未婚で出産した者のうち、19歳以下層及び20～24歳層はそれぞれ全体の16.3%及び33.3%を占める。

(3) 生活時間

次の表10は、日豪の青少年の生活時間を比較したものである。両国の調査の年齢区分が異なるので正確な比較はできないが、日本の15～19歳層の学業の時間が著しく多いこと、日本の青少年に比べ、オーストラリアの青少年は、家事や買物、ボランティア活動、余暇活動によく参加していることなどが窺える。

表10 日豪の青少年の生活時間 (分)

	オーストラリア		日本			
	15～24歳層		15～19歳層		20～24歳層	
	男	女	男	女	男	女
睡眠・食事・入浴等	688	691	697	715	679	712
仕事	192	150	60	56	313	274
学業	97	123	270	269	58	35
通勤・通学	—	—	57	61	52	48
家事	39	71	4	13	4	41
育児	2	20	0	1	1	16
買物	25	45	9	19	13	28
ボランティア活動等	12	13	1	1	2	1
交友・文化施設訪問等	53	56	36	34	50	50
余暇活動	326	263	264	225	220	182
その他	5	8	37	47	46	52

(注1) オーストラリアでは、通勤及び通学はそれぞれ「仕事」及び「学業」に分類される。

(注2) 合計は、必ずしも1,440分(24時間)にならない。

(資料) ABS, How Australians Use Their Time 1997 及び総務庁統計局、平成8年社会生活基本調査

(4) 余暇

一般に青少年は余暇活動(スポーツや娯楽)によく参加しているといえる。

95年の調査('Participation in Sport and Physical Activities')によれば、スポーツ活動(クラブ、学校等で組織的に行われているもの)に参加した者の割合は、15歳以上全体では男性34.0%、女性27.4%であるのに対し、15～19歳層では男性61.4%、女性50.1%、20～24歳層では男性46.3%、女性37.3%と、青少年の参加率は非常に高い。

娯楽では、映画鑑賞(87.1%)、図書館(45.2%)、コンサート(45.1%)などが人気が高く(括弧内の比率は、94年4月～95年3月に1回以上行ったことがある者の比率。'Attendance at Selected Cultural Venues'による。)、日本の20歳代を対象にした同種の調査(97年12月)によれば、日本の青少年の間でも、映画鑑賞(男性39.3%、女性49.5%)

やコンサート（男性 14.3%、女性 26.2%）がポピュラーな娯楽である。

ボランティア活動については、青少年(15～24 歳)の参加率は男性 9.4%、女性 13.0%で、15 歳以上全体の参加率（男性 16.7%、女性 21.3%）を大きく下回っている。

第 5 節 青少年と社会病理

(1) 犯罪

95 年 6 月現在、禁固以上の刑に処せられている者（以下、「受刑者」という。）のうち、18～24 歳層の青少年は 4,966 人（全体の約 28%）に上る。人口 10 万人当たりの受刑者数は、20～24 歳の年齢層で最も多く、男性が 526 人、女性が 22 人である（表 11 参照）。同年齢層の受刑者の罪種では、侵入窃盗（21%）、強盗（16%）、暴行傷害（15%）が多い。

NSW 州警察に提出された被害者届に基づく統計では、青少年による犯罪では暴行傷害の件数が最も多く、94 年 4 月～95 年 3 月における NSW 州での年齢層別犯罪件数では、10～17 歳層では全 3,195 件のうち 2,529 件、18～24 歳層では全 7,046 件のうち 6,238 件が暴行傷害であった。

表 11 オーストラリアにおける 10 万人当たりの禁固以上の刑に処せられている者の数
(1995 年 6 月現在)

(人)

年齢層	男	女
18～19 歳	341.0	12.7
20～24 歳	526.4	22.0
25 歳以上	209.3	11.1

(資料) ABS, Prisoners in Australia

青少年が犯罪の被害者になることも多い。96 年の 10 万人当たりの暴行傷害の被害者数は、15～19 歳層では男性 1,465 人、女性 1,082 人、20～24 歳層では男性 1,498 人、女性 1,172 人となっており、全年齢層の平均（男性 702 人、女性 488 人）に比べて 2 倍以上の水準になっている。

(2) ドラッグ

オーストラリアでは、アルコールやタバコも（合法的な）ドラッグと呼ばれるが、ここでは、非合法的なドラッグである麻薬、覚醒剤等の使用状況について、全国の 14 歳以上の者を対象として連邦保健及び家族サービス省が実施した調査を基に紹介する。

¹ 飲酒や喫煙が認められるのは法律上 18 歳以上であるが、95 年の調査によれば、初めて喫煙を経験したことのある年齢の平均は男性が 15 歳、女性が 16.7 歳、初めて飲酒を経験した年齢の平均は、男性が 16.6 歳、女性が 17.9 歳であった。

ドラッグのうち青少年の間に最も広まっているのはマリファナで、95年の調査結果によれば、14～19歳層の80%が少なくとも1回は経験しており、28%は調査前1年以内に使用している（表12参照）。88年から95年までに行われた4回の調査の結果をまとめると、1年以内に使用したと回答した者のうち、使用頻度が「1週間に1回以上」の者の割合は、男性の14～19歳層及び20～29歳層でそれぞれ36%及び41%、女性の同年齢層でそれぞれ29%及び34%となっている。

表12 オーストラリアにおけるマリファナ経験者の比率の推移

	(%)			
	1988	1991	1993	1995
14～19歳 (1年以内に使用)	79 (23)	73 (24)	62 (22)	80 (28)
20～29歳 (1年以内に使用)	51 (28)	51 (28)	51 (32)	55 (33)

(資料) Commonwealth Department of Health and Family Services, Patterns of drug use in Australia 1985-95

ヘロイン、アンフェタミン（覚醒剤、通称「スピード」）、コカイン、幻覚剤（LSDなど）、MDMA（通称「エクスタシー」）など、危険性が高いといわれるドラッグの経験者の比率は、マリファナよりも少ないものの、いずれのドラッグも、青少年の間でかなり広まっている（表13参照）。

表13 オーストラリアの14～29歳層におけるドラッグ経験者の比率の推移

	(%)				
ドラッグの種類	1985	1988	1991	1993	1995
ヘロイン	12	9	9	5	4
アンフェタミン（通称「スピード」）	23	13	14	22	14
コカイン	14	12	16	7	7
幻覚剤（LSDなど）	—	20	21	24	13
MDMA（通称「エクスタシー」）	—	7	14	12	8

(資料) Commonwealth Department of Health and Family Services, Patterns of drug use in Australia 1985-95

(3) 自殺

青少年の特定死因別死亡率（人口10万人当たりの死亡者数）では、男女とも交通事故が最も高い。男性ではこれに次いで自殺となっている（表14参照）。交通事故による死亡は、80年代初めから減少してきているが、自殺による死亡者数は、ほぼ横ばい状態が続いている。日本の青少年の特定死因別死亡率では、96年では、不慮の事故（15～19歳層で18人、

20～24 歳層で 18.7 人) が最も高く、自殺 (15～19 歳層で 4.9 人、20～24 歳層で 11.5 人) が次いでいる。

表 14 オーストラリアにおける特定死因別死亡率 (10 万人当たりの死亡者数) (1996 年)
(人)

		交通事 故	自殺	不慮の 事故	悪性新 生物	循環器 系疾患	その他 の病気
男 性	15～24 歳	31.0	25.0	19.6	5.7	2.7	16.0
	25 歳以上	1.3	2.4	2.6	30.1	40.4	23.2
女 性	15～24 歳	26.9	13.6	15.1	10.9	4.4	29.1
	25 歳以上	0.6	0.7	1.6	25.8	46.3	25.0

(資料) ABS, Causes of Death

また、95 年における自殺率 (人口 10 万人当たりの自殺者数。以下同じ。) を見ると (表 15 参照)、全体で男性は 20.8 人、女性は 5.5 人で、男性の自殺率は女性の約 4 倍である (なお自殺に関連する統計を見る場合、自殺が不慮の事故などとして処理されることも少なくないので、一般に、実際の自殺件数は統計の数字より多いと考えるべきだと言われている。)

15～24 歳層の自殺率は、男性が 25.2 人、女性が 6.3 人であるが、より細かな年齢層区分で比べると、20～24 歳層の自殺率 (男性 34.3 人、女性 7.8 人) が各年齢層で最も高くなっている。

オーストラリアの自殺率を日本 (表 16 参照) と比較した場合、全体では男女とも日本の方が高いが、日本では中高年齢層の自殺が多いのに対し、オーストラリアでは青少年 (特に男性) の自殺率が高いことが目立つ。

表 15 オーストラリアの年齢層別自殺者数及び自殺率 (人口 10 万人当たりの自殺者数)
(1995 年) (人)

年齢層区分		0-14	15-24	25-34	35-54	55-64	65-74	75+	全体
男 性	自殺者数	5	350	474	652	177	117	96	1,871
	自殺率	0.8	25.2	33.4	26.1	23.3	19.3	29.1	20.8
女 性	自殺者数	0	84	99	193	50	37	32	495
	自殺率	0	6.3	7	7.8	6.7	5.5	5.9	5.5
全 体	自殺者数	5	434	573	845	227	154	128	2,366
	自殺率	0.4	16	20.2	17	15.1	12	14.7	13.1

(資料) Commonwealth Department of Health and Family Services, Youth suicide in Australia: a background monograph 1997

表 16 日本の年齢層別自殺者数及び自殺率（人口 10 万人当たりの自殺者数）

年齢層区分		(1996 年)								(人)
		0-14	15-19	20-24	25-29	30-39	40-49	50-59	60+	全体
男性	自殺者数	40	289	800	923	1,801	3,100	3,656	4,568	15,393
	自殺率	0.4	6.8	16.0	19.6	22.6	31.2	44.6	39.6	25.0
女性	自殺者数	27	136	365	369	700	1,047	1,357	3,676	7,711
	自殺率	0.3	3.4	7.6	8.0	9.0	10.6	16.1	24.3	12.0
全体	自殺者数	67	425	1,165	1,292	2,501	4,147	5,013	8,244	23,104
	自殺率	0.3	5.2	11.9	13.9	15.9	21.0	30.2	31.0	18.4

(注) 全体に年齢不詳 250 人を含む。

(資料) 警察庁、警察白書

青少年の自殺率は、第二次世界大戦以降、漸次増加傾向にあり、特に男性については、70年から95年までの間に倍増しており、この間、88年には、ピークの27.9人を記録している。

(資料) Commonwealth Department of Health and Family Services, Youth suicide in Australia: a background monograph 1997

第2章 オーストラリアにおける青少年政策の概要

18～24歳層を対象に1996年4月に実施された意識調査（‘Environmental Issues: People’s Views and Practices’）によれば、オーストラリアの青少年は、男性では、「失業（24.9%）」、「犯罪（20.8%）」、「教育（16.6%）」、女性では、「犯罪（23.4%）」、「失業（19.3%）」、「健康（ドラッグ、エイズなど）（17.4%）」が彼らにとっての最も重要な社会問題として捉えられている²。この意識調査の結果にも反映されているように、高い失業率、ドラッグの広がり、犯罪の増加など、オーストラリアの青少年たちが多くの深刻な社会問題に直面していることは第1章で見たとおりである。

オーストラリアの社会で、特に青少年の間で深刻なこれらの問題はしばしば「青少年問題(youth issues)」と呼ばれ、連邦、州及び自治体の各レベルの行政も、関連する分野の施策強化に力を入れている。その中でも、特に「青少年政策(youth policy)」と呼ばれる一連の施策は、失業問題が深く関わっていることを踏まえ、青少年の就業支援に重点を置いている。第2章では、連邦政府の施策を中心にオーストラリアの現行の青少年政策の概要について述べることにする。

第1節 連邦政府の青少年政策

(1) 現行の政策の概要

連邦の青少年政策は、「雇用・教育・訓練・青少年政策省（Department of Employment, Training and Youth Affairs）」の「青少年局（Youth Bureau）」が統括している。

同省は、96年8月に青少年政策に関する基本方針（‘Young People: Shaping the Future’）を示し、次の6点を政策の重点目標として掲げた。

- ・ 青少年が義務教育修了後も引続き在学し、中等教育を修了するとともに、学校を去った後も、高等教育機関に進学し、又は職業訓練を受けることを奨励する。
- ・ 失業中の青少年に対する支援を改善し、その職業能力の向上を図る。
- ・ 各種の支援サービスの青少年の十分な利用機会を保障する。
- ・ 各種の行政サービスにおいて青少年のニーズが十分に反映されるようにする。
- ・ 青少年に対する各種のサービスの連携・調整を強化する。
- ・ 政府に対して青少年が意見を述べる機会を十分に保障する。

基本方針に基づく具体的施策の内容は、98年6月に作成された「青少年問題報告書(A Report on Youth Affairs, Australia’s Young People: Towards Independence)」に示されて

² 参考までに、95年「青少年の生活と意識に関する基本調査」の結果（複数回答）によれば、日本の15～23歳層の青少年の場合は、「就職が難しいこと」（59.2%）、「環境破壊が進んでいること」（54.1%）、「学歴により収入や仕事に格差があること」（42.6%）、「良い政治が行われていないこと」（42.6%）の順である。

いる。多岐にわたる施策が含まれているが、それらは次の4つの目標に向けられている。

- ①就業していない青少年が教育、職業訓練又はコミュニティ活動の少なくともいずれかに参加することを奨励する。
- ②青少年が職に就くための実践的な能力の開発を強化する。その場合、最も基礎的な能力である読み書き計算能力が不十分な若者については、その修得を最優先する。
- ③青少年の雇用機会を拡大する。
- ④著しく不利な境遇にある青少年には特別の支援を行う。

これらの目標との関係を念頭に置いて現行の主要事業を整理すると、次のとおりである。

- ・ 青少年の生活を保障するための社会保障給付について、①を促進するような仕組みに改める（「**青少年手当**」、「**相互義務**」）。
- ・ 職に就く上での必須の能力であり、職業訓練を受ける上でも欠かすことができない基礎的な読み書き計算能力の修得を確実にする（「**読み書き計算能力の確保**」）。
- ・ 職に就くための実践的な能力を青少年が修得する機会を拡充する（「**職業実習の拡充**」）。
- ・ 青少年が雇用に関する情報にアクセスすることができる手段と拠点を拡大する（「**雇用へのアクセス拡大**」）。
- ・ 失業中の青少年が参加できる活動機会を提供する（「**青少年失業者への参加機会の提供**」）。
- ・ 青少年一般についても、コミュニティ活動や文化活動等への参加を奨励する（「**青少年の社会参加奨励**」）。
- ・ 特に不利な境遇（先住民、非都市部居住者、ホームレス等）にある青少年に対しては特別の支援事業を行う（「**不利な境遇の青少年を対象とする特別事業**」）。

以下では、上記に掲げた順序により、各事業の概要を述べることにしたい。

（2）青少年手当

16～24歳の青少年に一定水準以上の生活を保障するため、連邦政府は生計に応じた給付を行っている。青少年の生活保障を目的とする給付は、以前は「就学手当」、「失業手当」、「職業訓練手当」、「家族手当」及び「病気手当」の5つに分かれ、複雑な制度になっていたが、98年7月からは基本的に1つの制度、すなわち「青少年手当(Youth Allowance)」に統合された（ただし、21歳以上の非就学者は、原則として、「青少年手当」ではなく、「失業手当(Newstart Allowance)」としてその他一般の社会保障給付の対象となる。）。

この制度改正は、制度を簡素化し運用効率を高めることのほか、青少年への生活保障給付について、学生、就業者、失業者等の境遇の違いにかかわらず、すべての青少年を実質的に均等に取り扱い、教育や職業訓練への参加を奨励することも重要な目的であった（従前の制度では学生である青少年が事実上不利な取扱いになっていた）。こうした見地から、病気など特別の事情がない限り、18歳未満の非就業者の場合はフルタイムで就学し又は職業訓練に参加していること、18歳以上の非就業者の場合はフルタイムで就学し職業訓練を受け又は求職活動を行っていること、が青少年手当を受給するための要件となっている。

青少年手当は 16～24 歳の者でその者の収入が一定額以下の者（21 歳以上の者で一般の失業手当等の対象となる者を除く。）に支給され（表 17 参照）、支給額は、青少年の年齢、婚姻状況、収入等に基づき決定される（表 18 参照）。ただし当該青少年が 18 歳未満で生計を親に依存している場合は、当該親の所得により支給の可否及び支給額が決定され、支給される場合は、原則として当該親に支給される。

表 17 青少年手当が支給される青少年の収入限度額（2 週間当たり、ドル）

(98 年 7 月現在)

世帯の状況		フルタイムの 就学者	左記以外の者
子供 なし	未婚者で親と同居（16・17 歳）	460.60	290.60
	未婚者で親と同居（18～24 歳）	502.60	332.60
	未婚者で親と別居	632.10	462.10
	配偶者あり	632.10	462.10
子供 あり	配偶者あり	669.40	499.40
	配偶者なし	749.70	579.70

(注)当該青少年の収入額（税込）が上記の額を超える場合は青少年手当は支給されない。

表 18 青少年手当の支給上限額（2 週間当たり、ドル）（98 年 7 月現在）

世帯の状況		支給上限額
子供 なし	未婚者で親と同居（16・17 歳）	145.40
	未婚者で親と同居（18～24 歳）	174.80
	未婚者で親と別居	265.50
	配偶者あり	265.50
子供 あり	配偶者あり	291.60
	配偶者なし	347.80

(注 1) 当該青少年の収入額が一定額（2 週間につき、フルタイム就学者は 230 ドル、それ以外の者は 60 ドル）を超える場合、収入額に応じて一定の割合で支給額が減額される。

(注 2) 未婚者（子供のある者を除く。）で生計を親に依存している者は、当該親の所得に応じて支給額が減額される。

98 年 11 月現在、15～24 歳層人口の約 14.5%（総数 376,675 人）が青少年手当を受給している（表 19 参照）。

表 19 青少年手当受給者数（1998 年 11 月現在）

(人)

年齢（歳）	全日制在学者	左記以外の者	計
16	68,065	10,422	78,487
17	62,060	17,055	79,115
18	43,963	20,687	64,650
19	32,405	19,336	51,741

20	27,410	16,211	43,621
21	20,420	232	20,652
22	14,027	19	14,046
23	10,453	21	10,474
24	9,729	10	9,739
合計	291,827	84,848	376,675

(注1) 合計の数には、経過措置等により、16～24歳層以外で青少年手当を受給している者(計4,147人)を含む。

(注2) 全日制在学者以外の者の受給者数が21歳以上で急減するのは、21歳以上の非就学者は原則として青少年手当でなく、失業手当等の一般の手当の対象となるためである。

(資料) 連邦保健及び家族サービス省

(3) 相互義務

相互義務(Mutual Obligation)は現行の青少年政策の最も重要な基本理念の1つであり、「政府は、青少年手当又は失業手当を給付して、職のない青少年の生活を保障する義務があるが、それらの手当を受給する青少年の側にも、自らの就業の可能性を高める努力と社会に対して貢献する義務がある」という考え方である。

この基本理念に基づく具体的措置として、98年7月以降、失業している18～24歳の青少年で、青少年手当又は失業手当を6ヶ月以上受給している者は、求職活動のほかに次のいずれかの活動をしていない場合に手当の額が減額され、又は手当の支給が停止されることとなった。

- ①26週のうち14週以上において、週6時間以上、パートタイムの仕事に従事すること。
- ②26週のうち14週以上において、週6時間以上、ボランティア活動を行うこと。
- ③公認資格を取得するための教育又は職業訓練のコースで、修了するために週6時間以上受講することが必要なものに参加すること。
- ④政府の認定した特定の研修を受講すること。
- ⑤就業の機会が特に多い特定の地域へ転居すること。
- ⑥政府が行う参加機会提供事業の活動に参加すること(参加機会提供事業については(7)で述べる)。

以上のような活動のうち、どの活動を選択するかは当該青少年の自由であるが、(4)で述べるとおり、基礎的な読み書き計算能力を備えていないと判定された青少年の場合は、④の研修の1つである「読み書き計算研修」を受講することが義務づけられている。

当該青少年が相互義務の要件を満たす活動に従事していないことが判明した場合は、1回目は26週にわたり18%、2回目は26週にわたり24%、それぞれ手当の額が減額され、3回目以降は手当の支給が8週にわたり停止される。

(4) 読み書き計算能力の確保

基礎的な読み書き計算能力 (literacy and numeracy) を備えていることは、職に就くための必須要件であり、また、就業の可能性を高めるために職業訓練を受講する上で不可欠であるが、政府が 15~24 歳の求職者を対象に 96 年に行った調査では、その 3 分の 1 以上は読み書き計算能力に問題があった。

このような状況を踏まえ、政府は青少年に対して実効的な就業支援を行うためには、その基礎的な読み書き計算能力を確保することが大前提であるとし、98 年度から 6 か月以上青少年手当又は失業手当を受給している 18~24 歳層の失業者のうち、基礎的な読み書き計算能力を備えていないと判定された者は、政府の認定する読み書き計算能力研修に参加することを手当の受給要件とすることとした。この研修は、週 10 時間、計 400 時間のプログラムで、TAFE (州立高等専門学校) などで実施される。98 年度は、予算額 2,740 万ドルで 12,000 人の参加を見込んでいる。

十分な読み書き計算能力を備えていない青少年が多いことを重視した政府は、学校教育、特に小学校レベルでの対応を強化するため、2001 年までの 4 ヶ年計画 (総事業費 7 億 2,600 万ドル) を策定し、第 3 学年及び第 5 学年のすべての児童を対象とする読み書き計算能力測定を実施するなどの対策も講じている。

(5) 職業実習の拡充

オーストラリアでは、義務教育又はハイスクールを修了して、TAFE、大学などの高等教育機関に進学する青少年の割合は約 4 割に過ぎないことから、青少年の就学から就業への円滑な移行を支援する上で、ハイスクール在学中及びハイスクールを去ってから就業に必要な実践的能力を修得するための機会を充実することが非常に重要であると考えられている。

そのための施策として、最も重要な地位を占めているのが「新長期実習 (New Apprenticeships)」事業と呼ばれる職業実習制度である。この制度は、主に自動車整備、電気工事、理容・美容等の熟練を要する職種分野で、青少年が「見習い」として就業しながら職業技術を修得する機会を提供するもので、雇用者には青少年に支払う賃金の一部が政府から助成される。96 年度までは、期間 4 年の「長期実習」と期間 1 年の「短期実習 (traineeship)」とに分けられていたが、職種や当該青少年の能力に応じて効果的な実習を行うことができるように、実習期間については弾力化することとし、97 年度以降は、新長期実習事業として、1 つの制度に統合された。

この制度による職業実習参加者数は、96 年度の 10 万人から 97 年度は 12 万人に増加し、さらに 98 年 6 月末時点の参加者数は 18 万人を超え、過去最高となっている。97 年度の参加者のうち、男性は 61%、女性は 39%、また先住民である参加者は全体の 9% を占めている。98 年度の新長期実習の総事業費は 4 億 3,300 万ドルで、そのうち約 3 億ドルは、雇用者に交付する助成金である。

ハイスクールでの職業能力教育については、「オーストラリア学生職業訓練財団

(Australia Student Traineeship Foundation)」を通じて、学校と民間企業との共同による各種プログラムが行われており、97年度は全国で38,000人の生徒が参加している。

また、以前はハイスクール在学者が職業実習に参加することは困難であったが、新長期実習事業の下で、第11・12学年のハイスクール生徒は、カリキュラムの一部としてパートタイムの職業実習を受けることも可能になった。

(6) 雇用へのアクセスの拡大

就業に必要な情報に青少年がアクセスできる手段や拠点の拡大を図るとともに、能力開発なども含めて、青少年の求職活動を総合的に支援するための体制整備が進められている。主要な施策として次のようなものがある。

①ハイスクール在学学生を対象とする就業支援——ジョブ・パスウェイ・プログラム

ハイスクールから就職への円滑な移行を支援するための事業で、民間の就職支援会社等に委託して、ハイスクール11・12学年の生徒を対象に、就職ガイダンス、具体的な就職先の紹介、卒業後1年間における相談サービスなどの就業支援活動を行う。97年度においては、この事業を通じて約7,000人のハイスクール生徒の就職先が斡旋された。

②青少年就業関連情報の総合窓口——センターリンク

センターリンクは、連邦の各種社会保障サービスの総合窓口として、それまで各担当機関ごとに処理されていた窓口業務を統合して97年9月に設立された機関で、全国約400か所に設置されている。青少年手当や失業手当の受給を申請したり、政府の就業支援サービスを受けようとする場合もこのセンターリンクが最初の窓口になる。

これらのうち43のセンターリンクでは、センターリンク青少年サービス事業として、進学、就職、職業訓練を含めた進路相談サービスを提供しており、また、12のセンターリンクでは進路情報センターを設置して、各種の職業の内容、雇用市場の傾向、各種教育・職業訓練機関の詳細などに関する情報を無料で提供している。

③就職支援サービス拠点の拡大——ジョブ・ネットワーク計画

従来、連邦職業安定所(Commonwealth Employment Service)が行っていた就職支援サービスを大幅に民間化することにより、具体的な就職先の斡旋などのサービスを求職者が受けることができる拠点を大幅に拡大する計画であり、98年5月1日に導入された。

この計画に基づき、300を超える民間業者に就職支援サービスを委託するとともに、従前の連邦職業安定所はエンプロイメント・ナショナルと称する事業体に再編して(職員数は4分の1に削減)、民間業者と同じ立場でサービスを提供することとした。この結果、就職支援サービスの拠点は約300から約1,400に増加し、そのネットワークを通じて、従来より数千件以上も多い求人情報を提供することができるようになった。

ジョブネットワークでは、職業実習や職業訓練に関する斡旋サービスも提供している。

④インターネットを通じての情報提供——ザ・ソース

ザ・ソースは、インターネットを通じて青少年に関する情報を総合的に提供するウェブ・

サイトで、雇用に限らず教育、職業訓練、文化活動などの分野も含め、政府の行うサービスや事業に関する情報を掲載している。‘Have Your Say (あなたの意見)’には青少年問題に関する意見や要望を誰でも電子メールで送ることが可能となっている。

(7) 青少年失業者への参加機会の提供

青少年失業者が職を得るまでの間に、社会に貢献する活動に従事する機会を政府が提供することにより、失業中の青少年の労働習慣の涵養及び自信と自尊心の向上に資するとともに、地域コミュニティと青少年とのつながりを深めることを目的とする事業として、現在、次の2つの事業が実施されている。これらの事業による活動への参加は、いずれも相互義務の要件を充足する。

①ワーク・フォー・ザ・ドール事業

「ドール(the Dole)」とは、失業者に給付される手当を指す口語で、事業名を直訳すれば「失業手当のための労働」という意味である。

同事業は、97年11月から開始され、当初の2年間に、1,240万ドルの事業費で179のプロジェクトが各地で実施された。プロジェクトの内容は、文化・歴史遺産の管理、環境美化、コミュニティ福祉サービス、観光・スポーツ施設の運営、コミュニティ施設の修繕などで、参加者はそれらに必要な作業(例えば、清掃、修繕、植樹など)に従事する。98年6月までに7,000人の青少年が参加し、参加を終えた2,822人のうち、922人は職に就いた。

ワーク・フォー・ザ・ドール事業の対象者は、6ヶ月以上青少年手当又は失業手当を受給している18歳以上の者で、活動に従事する時間は、18～20歳の者は週12時間、21歳以上の者は15時間が基準とされており、原則として6か月参加する。活動に参加している間は、交通費等の経費として、週当たり10ドルが青少年手当又は失業手当の支給額に追加される。

政府は、同事業をさらに拡大し、1998～2002年度の4年間で10万人(うち8万人が18～24歳層)の参加を予定している(総事業費約2億6,000万ドル)。

②緑の部隊事業

17～20歳の青少年を対象に環境保護の分野のボランティア活動に参加する機会を提供するもので、97年3月から実施されている。97年度は、1,200人の青少年が120ヶ所の活動に参加し、全体で次のような成果を上げた。

- ・50万本の植林。
- ・300kmの歩道敷設。
- ・14,000haの雑草除去。
- ・14万本の花栽培。
- ・170kmのフェンス建設。
- ・149か所の環境調査。

緑の部隊事業の対象者は失業者に限定されていないが、参加者の60%は参加する前まで

3か月以上失業状態にあった者である。参加者の40%は活動参加後に就職しており、そのうち40%は環境に関連する職種に就業している。

(8) 青少年の社会参加の奨励

広く青少年に、社会の一員として様々な分野の活動に活発に参加することを奨励するため、例えば次のような事業が行われている。

- ・青少年会議の開催及び支援

全国青少年ラウンドテーブルは、青少年関係団体の推薦に基づき選ばれた約50人の青少年の代表が、青少年にとって重要な諸問題について話し合い、関係大臣と意見を交換する会議で、毎年1回開催されている。

そのほか、YMCAが主催する全国青少年議会及び各州青少年議会への助成も行っている。

- ・青少年に関する表彰制度

年間ヤング・オーストラリアン賞は、スポーツ、芸術、環境など7つの分野で大きな功績を上げた青少年（27歳以下）を表彰するものであり、その中から大賞受賞者1名が選ばれる。98年は、優秀な学業とコミュニティへの貢献により20歳の女性、99年は25歳の天文学者が選ばれている。

青少年自体を対象とする賞ではないが、否定的なステレオタイプで青少年問題が報じられることが少なくないことを踏まえ、よりバランスの取れた報道を奨励することを目的とし、青少年及び青少年問題に関する優れた報道を行ったメディアに対して、青少年メディア賞が青少年問題担当大臣から授与されている。

- ・青少年の文化・スポーツ活動の支援

芸術の分野では、優れた才能を持つ青少年の芸術家を支援する基金を設けており、年間約100万ドルの助成を行っている。

スポーツの分野では、92～96年の5年間で2億3,000万ドルの奨学金が青少年のスポーツ選手に支給されたほか、オリンピック事業として、6年間で1億3,500万ドルのスポーツ奨学金が追加された。

ロック・バンドを対象とする支援事業もある。コンテンポラリー・ミュージック輸出基金は、海外市場で通用する可能性のあるバンドの海外ツアー経費等の助成を行っている。年間4万人以上の青少年が参加するオーストラリア最大のロック・イベントである‘Global Rock Challenge’は政府も共催しており、全国規模のバンド・コンテストである‘The National Battle of the Bands’は、政府がスポンサーである。「タバコ、アルコール、ドラッグを使わなくても楽しめる、成功できる」というメッセージを送ることがこの2つのイベントの大きなテーマとされている。

(9) 不利な境遇の青少年を対象とする特別事業

青少年政策として実施される事業は、すべての青少年を均等に扱うことが原則であ

るが、著しく不利な境遇にあり、一般の支援サービスでは十分な成果を上げることが困難であると予想される青少年に対しては、例えば次のような特別支援事業が行われている。

- ・先住民である青少年を対象とする各種特別事業

青少年手当の特別措置として、先住民の就学者に対しては、オプスタディと呼ばれる特別手当が給付される。97年度の受給者総数は、約5万人である。

また、就業戦略事業は、政府機関又は民間企業において就業及び職業技術修得の機会を与えるもので、97年度はこの事業を通じて1,537人（うち政府機関が引き受けたのは30人）の先住民が就業し、そのうち27%が15～20歳層の青少年であった。

- ・非都市部青少年情報サービス事業

政府サービス機関が立地していない非都市部の15～25歳の青少年に対して、就業、教育、職業訓練、青少年手当、健康等に関する情報及び助言を提供するサービスで、政府は事業を担当する民間非営利団体に対して、年間最高25,000ドルの資金援助を行っている。

- ・アクセス・プログラム

労働市場において不利な条件にある青少年で、職業実習制度に直ちに参加するのが困難なことが予想される14歳以上の青少年に対し、職業実習への準備としての研修を行うもので、97年度は6,417人が受講し、そのうち4,515人は受講後に職業実習を開始した。

- ・JPETプログラム

15～21歳の主にホームレスの青少年を対象に、精神的な支援を行い、健全な生活ができるように指導しながら就業の障害を取り除いていくことを目的とする事業で、定住するための住居斡旋も行う。現在90の機関で実施されており、97年度は、7,000人が支援の対象となった。

(10) その他の青少年政策（例示）

主要な青少年問題に対する総合的な対策としては、そのほかに次のようなものがある。

- ・青少年自殺防止総合戦略

連邦保健及び家族サービス省を中心に、事業費総額3,100万ドルの総合計画が推進されている。この戦略については、第3章で詳しく述べる。

- ・青少年ホームレス・パイロット事業

98年5月に青少年のホームレスに関するタスクフォースが設置され、関連するサービスの連携の強化、家族との和解の支援、ホームレスになった青少年への早期支援などに関する26のパイロット事業が実施されている。

- ・青少年健康対策総合計画

置かれている境遇にかかわらず、すべての青少年の健康の維持・増進を図り、その可能性の最大限の発揮に資するため、健康教育、予防、早期対応、治療、リハビリ、研修・研究などの活動を総合的に展開することを目的とする計画である。

- ・家庭内暴力防止ワークショップ

家庭内暴力の被害者又は加害者である 12～25 歳層の青少年を対象として、政府から 70 万ドルの助成を受けて、全国 50 ヶ所で 1,200 のワークショップが開催されている。

- ・ 犯罪を犯した青少年の更生を支援するためのモデル事業

VIC 及び QLD 州政府との共同により、服役を終えた青少年の社会生活への復帰、就業、就学、職業訓練を支援するための各種モデル事業を実施している。

第 2 節 州政府の青少年政策

教育、保健、コミュニティ・サービス、警察など、青少年問題に密接に関連する行政施策を直接実施するのは州政府である場合が多いので、先に述べた連邦の青少年政策の事業についても、連邦が補助金を交付して当該分野を所管する州政府機関が実施するというケースがかなりの部分を占めている。

さらに、各州政府にも、連邦政府の雇用・教育・訓練・青少年政策省青少年局に相当する次の部局が設置されており、州レベルで講じられる青少年政策の統括を担当している。

- ・ NSW 州——児童・青少年室 (Office of Children & Young People)
- ・ VIC 州——青少年政策室 (Office of Youth Affairs)
- ・ QLD 州——家族・青少年・コミュニティケア省青少年局 (Youth Bureau, Department of Families, Youth & Community Care)
- ・ SA 州——教育・訓練・雇用省青少年局 (Youth SA, Department of Education, Training & Employment)
- ・ WA 州——青少年政策室 (Office of Youth Affairs)
- ・ TAS 州——教育・コミュニティ・文化振興省青少年政策室 (Office of Youth Affairs, Department of Education, Community & Cultural Development)
- ・ NT——青少年政策室 (Office of Youth Affairs)
- ・ ACT——教育・コミュニティサービス省コミュニティ・青少年振興室 (Office of Community & Youth Development, Department of Education & Community Services)

これらの部局では、連邦政府及び当該州政府の関係部局と連携しながら、概ね次の事業を行っている。

- ・ 審議会を通じた青少年に関する政策審議
- ・ ハイスクール生徒を対象とする就職指導
- ・ 青少年の就業の支援
- ・ 特定の青少年に対する支援 (青少年の更正支援、ホームレスの青少年の定住支援等)
- ・ 青少年の参加するコミュニティ事業の実施
- ・ 文化イベントの開催
- ・ 青少年を対象とする表彰制度

例えば、NSW 州では、89 年に、12～25 歳の 12 人の青少年を委員とする青少年審議会を設置している。隔月に開催される会議には州首相も出席し、青少年問題についての意見

を交換する。就業支援の関係では、毎年 500 人の青少年を州政府機関が実習生として受け入れている。

第3節 自治体の青少年対策

オーストラリアでは、雇用、教育及び福祉の分野は、基本的に連邦政府又は州政府の所管であるため、自治体による青少年支援は青少年の参加する文化活動やイベントの実施など、コミュニティ対策の一環として青少年の社会参加を促進することが中心であり、連邦の青少年政策との関係では、青少年失業者への機会提供事業として行われるコミュニティ活動の調整に自治体が重要な役割を果たしている。

NSW州では、地方自治体省は、98年、各自治体に社会・コミュニティ計画を99年6月までに策定することを義務づけた。この計画は、それぞれの自治体の具体的な社会条件に対応した当該自治体サービスの在り方の基本方針を定めることを目的とするもので、高齢者、先住民、海外出身者など、ニーズを異にする様々な住民層に対するサービスの指針を示すことが求められおり、青少年もそのカテゴリーの1つになっている。

第3章 オーストラリアにおける青少年の自殺問題とその対策

第1節 オーストラリアにおける青少年の自殺の現状

オーストラリアにおいて青少年の自殺率が高いことは先に述べたとおりであるが、国際的に見てもオーストラリアの青少年の自殺率は著しく高い水準にある。15～24歳層（男性）の自殺率をオーストラリア、日本、アメリカ、イギリス及びフランスの5か国で比較すると（表20参照）、日本10.1、イギリス12.2、フランス14.0に対し、オーストラリアは24.6で2倍前後の水準であり、アメリカ（21.9）と比べてもかなり高い。

表20 15～24歳層における人口10万人当たりの自殺者数の各国比較

	国	1981-2	1984-5	1987-8	1991-3
男 性	オーストラリア	19.3	24.0	27.8	24.6
	日本	14.7	14.1	10.4	10.1
	アメリカ	19.8	20.5	21.9	21.9
	イギリス	7.0	8.2	12.3	12.2
	フランス	15.7	17.0	14.7	14.0
女 性	オーストラリア	4.4	4.9	6.0	4.1
	日本	6.3	6.3	6.5	4.4
	アメリカ	4.6	4.4	4.2	3.9
	イギリス	2.1	1.8	2.7	2.3
	フランス	—	4.7	4.2	4.3

（資料）WHO, World Health Statistics Annual

実際、オーストラリアの青少年にとって自殺は他人事ではなくごく身近な問題である。オーストラリア民主党が15～20歳層約1,000人を対象に98年に実施した調査によれば、青少年の63%が自殺又は自殺未遂をした青少年を身近に知っているという。

第2節 青少年の自殺問題の背景

なぜオーストラリアで青少年の自殺が多いのか。その背景については、問題の深刻さを反映して数多くの研究が行われており、以下に掲げるような各種の要因が指摘されているが、どれが決定的な原因であるというのではなく様々な要因が複合的に作用して青少年の自殺問題を引き起こしていると分析されている。

自殺率の推移は、景気の動向にかなり強く影響される傾向があり、オーストラリアでも不況期の63年、67年、87年などの自殺率が特に高くなっている。

オーストラリアの失業率は94年以降8%台で推移しているが、青少年の失業率が特に高い（97年で15～19歳層19%、20～24歳層14%）。失業していること自体が必ずしも自殺の直接の動機ではないにしても、働く意思があるのに職が得られないという失望、無力感、

厭世観等が、自殺につながる精神的不安の要因として働くと考えられる。

都市部と非都市部に分けて青少年の自殺率を比較すると、明らかに非都市部の方が高い。95年における青少年男性の自殺率は都市部では23.6人であるのに対して、非都市部は33.9人と10ポイント以上も高くなっている。

就業機会の少ない非都市部では失業している青少年の割合が都市部よりもさらに大きいこと、悩みを持つ青少年を支援するサービスが得られにくいこと、都市部に比べて入手しやすい銃器での自殺が多いことなどが、非都市部で自殺率が高いことの背景として指摘されている。

青少年の中でも、社会的疎外感を強く抱く者の間で自殺率が高く、社会的不適合が青少年の自殺の最も大きな要因であると分析する研究もある。

上述した失業者である青少年や非都市部の青少年は、社会的疎外感を抱きやすい境遇にあるとも言える。そのほかにもオーストラリアの一般社会への適合が困難な者が多いとされる特定のグループがある。

例えば、オーストラリアの先住民（約35万人、総人口の約2%）における青少年の自殺率は、特に80年代から上昇傾向にあり、青少年全体の自殺率の約2倍の水準であるとする調査結果もある。開発の進行に伴い、独特の価値観及び文化に基づく伝統的な生活から現代的生活への移行を余儀なくされる過程で、居住地の移動、異なる制度や文化への適応に伴うストレス、適した仕事を得られないこと等による社会的疎外感が、アルコールへの依存や精神的抑圧を促し、それが先住民の青少年の高い自殺率の背景になっていると分析されている。

また、オーストラリアの青少年の約16%は海外から移住してきた者であるが、海外出身者（特に非英語圏の国からの移民）の場合も、言語、文化、宗教、価値観などの相違から来る社会的不適合がその自殺の大きな要因になると指摘されている。

自殺の方法を見ると、男性では、首吊り、銃器、自動車排気ガスの順になっており、この上位3つで全体の約75%を占める。女性では、首吊り、毒物、自動車排気ガスの順である。

自殺方法の傾向としては、その手段の入手しやすさが強く影響している。例えば、日本に比べ、銃器による自殺は多いが、85年をピークに銃器自殺は減少傾向にある。銃器販売規制の強化がその要因の1つと見られ、現に銃器を比較的入手しやすい非都市部では、今でも銃器による自殺が相対的に多い。また、女性の服毒自殺が減少傾向にあるのも、毒物販売規制の強化が主たる要因である。他方、銃器や毒物による自殺が減少した分、首吊り自殺が相対的に増加し、男性では74年から95年までに約4倍に増え、自殺件数の41%を占める方法になっている。

自殺の手段を得やすいかどうかは自殺件数そのものにどの程度影響するかは明らかでないが、青少年の自殺問題対策の一環として、自殺の方法を分析することにより、防止対策の糸口を探る調査研究も行われている。

麻薬等のドラッグの使用はオーストラリアの青少年の間で広範囲にわたっており、ドラッグを買う金欲しさの犯罪が急増しているなど、多くの社会問題の要因になっている。

ドラッグの広がりや青少年の自殺の増加にも強く影響しており、アルコールやドラッグに依存している者に自殺傾向が強いことは多くの調査で確認されている。

アルコールやドラッグに依存する者には既に述べた社会的不適合の者が多いという面もあるが、大胆な行動を促すアルコールやドラッグの作用自体も、衝動的な自殺を招きやすいとされている。

この場合、自殺未遂とは、死を覚悟して自殺を試み未遂に終わることを言い、自傷行為とは、死ぬつもりはなく自分の肉体を故意に傷つけることを言う。

自分で自分を傷つけて病院に収容されるケースは、青少年（特に女性）に非常に多い。それが自殺未遂なのか自傷行為なのかは不明な場合も多いが、青少年の自殺者の中には、以前に自殺未遂又は自傷行為をしていた者が多い。このため、青少年自殺防止対策の1つとして、自殺未遂者及び自傷行為経験者に対するフォローアップが非常に重要であると指摘されている。

直接・間接の原因が以上述べたような（あるいはそれ以外の）要因のいずれであるにしても、自殺する青少年のほとんどは自殺を図る直前に、精神的不安、精神的抑圧など、何らかの心の問題を抱えているとされている。

幼少期に性的暴行を受けた経験としての心の傷が自殺の大きな原因になっているケースも少なくないという、自殺未遂者を対象にした調査の結果もある（オーストラリアでは、児童に対する性的虐待も大きな社会問題になっている。）。

青少年の自殺の多くにおいて、最後の引金になっているのがこの心の問題である。裏を返せば、心の問題に誠実に対応することが、青少年の死を防止するための最後の砦とすることができる。後述する青少年の自殺問題対策においても、心の問題を抱える青少年に対するメンタルヘルス・サービスが最も重要な柱になっている。

第3節 青少年の自殺問題へのオーストラリア政府の対応

（1）青少年の自殺問題への対応

オーストラリアの青少年の自殺の要因には相互に関係しているものが少なくない。例えば、先住民や海外出身者、あるいは非都市部の青少年の間では自殺率が高いが、同時に失業率も高い。ドラッグ常用者の自殺が多いのもドラッグ自体が原因というより、ドラッグ依存につながる社会的不適合や心の問題が自殺の根本的な原因である可能性がある。

その意味では青少年の自殺問題は、オーストラリア社会が抱える諸問題が青少年の、社会的弱者の側に凝縮されることによって引き起こされる、極めて構造的な問題であり、その根本的な解決を図るためには、青少年の自殺という現象への対症療法的な対処だけでは十分ではなく、幅広い社会問題の様々な側面に向けた実効的な対策を講じていかなければならないと言える。

もつとも、それらの対策の多く（例えば、失業対策、ドラッグ対策、非都市部振興策など）は、青少年の自殺問題対策の枠を大きく上回る範囲で立案、展開されており、青少年の自殺問題を直接の対象として実施されている事業は次のような分野である。

- ・自殺の危機にある青少年への対応
- ・自殺のリスクの高いグループの青少年に対する支援サービス
- ・医療、地域保健、コミュニティ活動など、青少年自殺防止に関連する分野の専門家に対する研修
- ・青少年の最も身近な環境である家庭及び学校における対応に関する啓発
- ・心の問題などの自殺要因が自殺行動につながることを防止するための治療や方策の開発

（２）青少年の自殺問題対策担当機関

青少年の自殺問題対策においては、メンタルヘルスに関連する事業が中枢的な役割を担うので、連邦及び州政府のいずれにおいても、保健行政を所管する省がその担当機関になっている。具体的には、連邦政府では「保健及び家族サービス省(Department of Health and Family Services)」、州政府（以下、NSW州を例として述べることとする。）では「保健省(Health Department)」が、青少年の自殺問題対策を担当している。

連邦の基本的な役割は、実効的な対策の開発などで先導的事業を行うとともに、州政府、自治体、非営利民間団体などの実施する活動との連携を図り、対策の総合的な推進体制を整備することである。州政府は、公立病院、コミュニティ・ヘルスセンターなど、州の医療・保健機関の人的資源とサービスを活用して、メンタルヘルス関連の事業を中心に、具体的な自殺防止対策の実施に当たっている。

自治体については、青少年を対象とするコミュニティ事業などを通じて社会的に孤立しやすい青少年への支援や自殺防止に関する啓発について一定の役割を担っているが、オーストラリアでは公立病院やコミュニティ・ヘルスセンターの設置運営は専ら州の事務であるため、直接的な自殺防止対策にはあまり関与していない。

（３）青少年の自殺問題対策の推進状況

連邦保健及び家族サービス省は、95年度からの4か年事業として、予算総額1,300万ドルの青少年自殺防止計画(Here for Life: Youth Suicide Prevention Initiative)を開始した。翌96年度には、さらに1,800万ドルを追加し、同事業を青少年自殺防止総合戦略(National Youth Suicide Prevention Strategy)として再編した。これにより、95年7月～99年6月の間に、事業費総額3,100万ドルの青少年自殺防止対策事業が展開されることとなった(表21参照)。

表 21 連邦青少年自殺防止総合戦略の概要

事業区分	主な事業	事業費 (万ドル)
企画・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な戦略の立案 ・青少年自殺防止対策審議会の設置 	190
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の自殺の要因と効果的対策に関する研究 ・データ・システムの整備 	180
青少年自殺防止のための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、地域保健、コミュニティ活動等の関係者に対する研修の実施 ・各種研修啓発事業に係る指針や教材の開発 ・インターネットによる情報提供 	540
青少年自殺防止につながる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の毒物や銃器の入手を防ぐための措置 ・家庭、学校及びメディアにおける対応に関する事業 	370
「自殺の危機」にある青少年への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・電話カウンセラーサービスの強化 ・自殺の試みの直後の適切な対応方法の開発 	740
自殺のリスクの高い青少年への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・州の行う非都市部カウンセラーサービスに対する支援 ・自殺未遂者、心の問題を抱える者、ドラッグ使用者など、自殺のリスクの高い青少年への支援サービス 	870
	<ul style="list-style-type: none"> ・先住民コミュニティにおける青少年自殺防止対策の開発の支援 	220

(資料) 連邦保健及び家族サービス省

98年7月には、青少年の自殺問題に連邦及び州政府が共同して取り組むための3ヶ年計画を策定することを目的として、青少年自殺防止対策審議会(National Advisory Council on Youth Suicide Prevention)が設置された。審議会の委員は、連邦及び各州・特別地域政府の政策担当者のほか、学識経験者、非都市部及び先住民の青少年、コミュニティ・ワーカーを代表する委員など17人の委員で構成され、委員長には、NSW大学のウェブスター教授(公衆衛生学)が任命された。連邦の青少年自殺防止総合戦略の実施について助言を行うことも同審議会の役割の1つである。

一方、NSW州政府の青少年の自殺問題対策は、州保健省の地域部局である地域保健サービス局(Area Health Service)を通じて主な事業が実施されている。地域保健サービス局は州内を17の地域に分け、それぞれの地域に設置されており、当該地域内の公立病院、コミュニティ・ヘルスセンターなどの州の医療・保健機関の運営を統括するとともに、それらの機関のネットワークを通じて、各種保健事業を実施する。そのような保健事業の1つであるメンタルヘルス・サービスが青少年自殺対策において中核的な役割を担っている。

NSW州政府は、次の5つの分野を重点項目とする青少年の自殺問題対策事業を実施しているが、特に青少年のメンタルヘルスを重視し、事業費総額約1,400万ドルの半分はメンタルヘルス・サービスに携わるメンタルヘルスワーカーの増員(80人)に充てている。

- ・家庭及びコミュニティ全般が青少年をサポートする機能を高めること。
- ・自殺のリスクの高い青少年への支援サービスを拡充すること。
- ・メンタルヘルスに重点を置いた自殺防止対策を強化するとともに、自殺の試みへの緊急

対応体制を整備すること。

- ・身近な青少年の自殺により精神的打撃を受けた者たちへの支援を強化すること。
 - ・青少年の自殺及びその対策に関連する情報を収集・分析する体制を整備すること。
- 青少年の自殺問題の様々な要因に関連する行政を所管する NSW 州各省庁の連携を強化し、若者の自殺問題対策の総合的な推進を図るため、NSW 州自殺防止戦略 (NSW Suicide Prevention Strategy) の策定も州保健省メンタルヘルス・センターを中心に進められる。この戦略には、計 16 省庁にまたがる分野の対策が盛り込まれる予定で (例えば、コミュニティ・サービス省の児童虐待対策、女性省の産婦不安対策、ゲーム・レース省のギャンブル問題対策など)、これらの各省庁にはメンタルヘルス・センターとの連絡調整を行う担当官が配置されることになっている。

第 4 節 現行の青少年の自殺問題対策事業の概要

青少年の自殺は広く社会にかかわる複雑な問題であり、雇用、福祉、教育など多くの分野の様々な政策が直接・間接に関係していると言えるが、ここではオーストラリアの連邦及び州政府が青少年の自殺問題への対応を直接の目的として講じている事業について、その概要を述べることにする。

現行の青少年の自殺問題対策事業を施策対象により分類すれば、次のようなカテゴリーに区分することができる。

- ・自殺の危機にある青少年への対応の強化
- ・自殺のリスクの高いグループの青少年に対する支援サービスの強化
- ・青少年自殺防止対策の関連分野における人的基盤の拡充
- ・家庭及び学校における対応に関する啓発
- ・自殺の要因が自殺行動につながることを防止する方策の開発

複数の目的で実施される事業も多いが、以下では上記 5 つのカテゴリーに分けて、現行の青少年の自殺問題対策事業を整理することとしたい。

(1) 自殺の危機にある青少年への対応の強化

青少年の自殺を阻止するため、自殺を図るおそれが特に強い青少年を自殺の危機から救うための各種の措置 (「危機への関与」とも呼ばれる。) の強化が図られている。

① 自殺の危機にある青少年へのアクセスの確保

青少年が自殺を図る前に支援する機会を確保するため、自殺を考えている青少年の支援機関へのアクセスの拡充に努めている。

連邦政府では、悩みを抱える青少年が電話でカウンセラーに相談できる電話カウンセリング・サービスとして、ライフライン (24 時間対応) 及びキッズ・ヘルプ・ライン (5~18 歳の青少年のための相談サービス。自殺に関する相談だけを受け付けているわけではない。) をそれぞれ 300 万ドルの予算で運営している。

連邦及び州政府は、インターネットを通じてそれぞれ青少年の自殺に関するホームページを開設して情報を提供し、深刻な悩みを抱える青少年が支援サービスにアクセスする機会の拡大を図っている。

②自殺未遂に対するフォローアップの充実

先に述べたように、一度自殺を試みた青少年が再度自殺を図るケースが多いことが知られている。このため、自殺防止対策として、自殺未遂（自傷行為を含む。）を行った青少年への十分なフォローアップが非常に重要であると認識されており、NSW州の地域保健サービス局では連邦政府の補助を受けて次の事業を実施している。

- ・ブラックタウン地区メンタル・ヘルスサービスにより、地区内の2つの病院を拠点として、自殺未遂した青少年に対し、自殺未遂直後の治療から退院後の生活への支援までを対象とする長期的なフォローアップを行う。
- ・南西シドニー・エリア・ヘルスサービスにより、地域内外のいくつかの公立病院のメンタルヘルス専門家で構成するプロジェクト・チームにより、意図的な自傷行為を行う青少年に対する総合的なメンタルヘルス・プログラムを実施する。
- ・セルブロック・ユースヘルスセンターで、自殺未遂者を対象とするグループ・セラピーや創作活動による自殺防止プログラムを試行する。

③残された者へのフォローアップの強化

感受性の強い青少年の場合、友人や知人の自殺が強い精神的打撃となり、それが後追い自殺につながることも多く、青少年の自殺が発生したときの危機管理対策の一環として、自殺者の周囲の青少年（残された者）への十分なフォローアップが必要とされている。

NSW州の地域保健サービス局では、自殺が発生した場合に、残された者に対する適切な支援を行うための専門チームを設けており、家族、学校及びコミュニティでの自殺の続発の防止に努めている。

（2）自殺のリスクの高いグループの青少年に対する支援サービスの強化

社会的境遇により分類した場合、青少年の中でも特に自殺率の高いグループがあることは、青少年の自殺問題の背景で述べたとおりである。連邦及び州の青少年の自殺問題対策事業では、そのようなグループのうち、特に先住民及び非都市部の青少年に対する支援サービスを拡充するための措置が講じられている。

①先住民の青少年に対する支援サービスの拡充

連邦政府は民間からの寄付も得て、先住民コミュニティにおける自殺防止活動を推進するための財団を設立している。そのほか、先住民コミュニティ特有の文化的・社会的条件を踏まえた啓発・研修プログラムの開発も進めている。

NSW州も先住民の青少年への精神的支援活動を行うことを目的とするベネロング・ヘブン事業を実施している。

②非都市部の青少年に対する支援サービスの拡充

青少年の自殺率が高いにもかかわらず、カウンセラーが不足しているという非都市部の現状を踏まえ、連邦政府は非都市部のカウンセラーの増強を図るため、総額 600 万ドルを州政府に補助している。

また、連邦及び各州政府の共同により、NSW 州、QLD 州、SA 州、TAS 州及 NT の計 5 つの大学に 94 年に設立されたオーストラリア地方部ヘルス調査研究所は、非都市部のコミュニティ・レベルでの自殺防止モデル事業をそれぞれ実施した。各モデル事業は 98 年末で終了し、成果に関する報告書が刊行される予定である。

(3) 青少年自殺防止対策の関連分野における人的基盤の拡充

より効果的な青少年自殺防止体制を確立するため、医療、コミュニティ活動、学校など、関連する分野の人材を対象とする研修を推進し、青少年の自殺問題対策に取り組むための人的基盤の裾野の拡大を図っている。

① 研修プログラムの開発

連邦政府は、大学等に委託して、各種の研修プログラムの開発を行っている。例えば、医療関係者、学校関係者、保護者及びコミュニティを対象とする研修のガイドラインの作成はウーロンゴン大学に、コミュニティ・サービス関係者を対象とする研修プログラムの開発はビクトリア工科大学に、青少年自殺防止に関する大学教育カリキュラムの開発はハンター・メンタルヘルス協会に、それぞれ委託している。

② 関連分野の人材に対する研修の実施

オーストラリアでは、通常、まず一般開業医で診察を受け、必要がある場合は、一般開業医の指示により専門医で診察を受けることとなる。例えば、一般開業医のように、自殺のおそれのある青少年に接する機会のある何らかの専門家には、青少年の自殺の兆候を早期に探知し、適切なサポートを迅速に提供する上で重要な役割を果たすことが期待されており、関連分野の人材に対する青少年自殺防止対策に関する研修が強化されている。

NSW 州の青少年自殺防止対策では、そうした立場にある専門家をゲートキーパー (Gatekeeper) (門番あるいは踏切り番の意) と呼び、地域保健サービス局がゲートキーパー研修事業を実施している。このゲートキーパーには、一般開業医、保健・福祉職員、コミュニティ団体のスタッフ、学校関係者などが含まれる。

医療・保健関係者を対象とする研修は、連邦政府の補助を受けて、各州の医師会も実施している。

③ インターネットによる情報提供

連邦及び州政府の青少年の自殺に関するホームページでは、メンタルヘルス専門家、一般開業医、教師、ボランティアなどに、青少年の自殺防止に関する情報も提供している。

(4) 家庭及び学校における対応に関する啓発

家庭や学校は、青少年に最も身近な環境として、青少年のメンタルヘルスに密接に関係

するとともに、青少年の自殺の可能性の兆候を早期に探知する上で重要な役割を担う。そのような観点から、家庭や学校での対応に関する啓発として、次の事業が行われている。

①親の役割に関するプログラム

青少年のメンタルヘルスにとって、最も身近に青少年を支援する立場にある親とのコミュニケーションや家庭の環境が極めて重要であるという考え方に基づき、連邦の青少年自殺防止総合戦略においても、親の役割に関するプログラムは重要な地位を占めており、7つのプログラムが実施されている。

そのうち5つのプログラムは、親その他の保護者への啓発活動の指導者を養成するための研修事業であり、残りの2つのプログラムは、保護者向けの啓発資料を開発する事業である。

②学校における啓発

連邦政府は、オーストラリア家族研究協会に委託して、学校における自殺防止プログラムのガイドラインを作成し、各学校に配布する予定である。また、ハイスクール生徒のメンタルヘルスの増進を目的とするカリキュラムを開発するための試験プログラムを実施している。

NSW州では、学校教育を通じて、ハイスクールの生徒に対して、メンタルヘルス、心の病気及び自殺の防止に関する啓発を行っている。

- ・メンタルヘルスに関する啓発は、保健省及び教育省の共同事業である「学校における健康増進に関する計画」の一環として行われており、精神的な面での問題の解決法、良好な人間関係の形成等に関する教育についてのガイドラインが各学校に示されている。
- ・心の病気に関する啓発は、心の病気とその対応方法に対する生徒の理解を深めるとともに、心の問題に関する支援サービスについて生徒に周知することを目的とする。
- ・自殺の防止に関する啓発は、地域保健サービス局との協力により、青少年の自殺の防止方策に関する授業を行い、友人などの自殺の兆候に関する一種のゲートキーパーの役割を生徒に期待するものである（ただしこの分野の啓発については、注意深く行わなければ、要因を持つ青少年の自殺行動を誘発させるおそれがあるとして、反対する専門家もいる。）。

(5) 自殺の要因が自殺行動につながることを防止する方策の開発

自殺につながる様々な要因の分析や研究を通じて、それらの要因が自殺行動につながることを防止する方策の開発が進められている。特に、自殺する青少年のほとんどは自殺を図る直前には、精神的不安、精神的抑圧など、何らかの心の問題を抱えているとされており、心の問題への確実な対応が重視されている。

①自殺の手段に関する調査研究

連邦政府は、青少年の自殺問題対策の一環として、自殺の方法を分析することにより、防止対策の糸口を探る調査研究を推進している。例えば、オーストラリアの自殺調査及び

防止研究所では、急増している首吊りについてその背景の調査を進めており、オーストラリア検死官協会は、飛び降り自殺及び鉄道自殺の頻発する場所に関する調査を行っている。そのほか、銃器規制と自殺との関係、銃器の安全性、自動車の排気ガスによる自殺と事故との相違、毒物による自殺の特徴等に関する調査研究も行われている。

②心の問題に対する効果的な治療プログラムの開発

自殺行動の引金となる心の問題に確実に対処する治療方法を開発するため、次のような試験プログラムに対して連邦政府が補助を行っている。

- ・精神的不安及び抑圧を持つ6歳から16歳の青少年に対する早期治療のモデルの開発（グリフィス大学応用心理学部）
- ・心の病を持つ青少年に対する滞在型治療の試験プログラム（NSW州セントラル・コースト地域保健サービス局）
- ・心の病を持つ青少年に対する認知行動的セラピー及び投薬併用治療の試験プログラム（VIC州パークビル・ユースヘルスセンター）

③州政府のメンタルヘルス・サービス活動

NSW州政府の各地域保健サービス局は、管轄する地域内の公立病院、コミュニティ・ヘルスセンターなどの州医療・保健機関のネットワークを通じて、各種の保健事業を実施している。青少年自殺対策に密接に関連するメンタルヘルス・サービスも、その保健事業の1つである。

例えば、セントラル・シドニー地域保健サービス局は、6つの公立病院、15のコミュニティ・ヘルスセンターなどの医療・保健機関を管轄し、それらの施設を拠点として、14の保健事業を運営しているが、メンタル・ヘルスサービスもその1つで、3つの病院及び4つのコミュニティ・ヘルスセンターを拠点に、それらの機関の医師、カウンセラー、ヘルスワーカーなどが連携して活動を行っている。同地域内の心の病気を持つ青少年は増加する傾向にあり、その中には青少年に向かう者も少なくないことから、「青少年・家族サービス」を専門とするチームも設置しており、深刻な心理的障害を持つ青少年の治療に当たっている。

主な参考文献

- Australian Bureau of Statistics 1997. 'Census of Population and Housing'
- Australian Bureau of Statistics 1997. 'Youth, Australia: A Social Report 1997'
- Australian Bureau of Statistics 1998. 'Australian Economic Indicators'
- Commonwealth Department of Health and Family Services 1997. 'Youth Suicide in Australia: a Background Monograph'
- Commonwealth Department of Employment, Education, Training and Youth Affairs 1997. 'Annual Report 1996-97'
- Commonwealth Department of Employment, Education, Training and Youth Affairs 1998. 'Annual Report 1997-98'
- Commonwealth Department of Employment, Education, Training and Youth Affairs 1998. 'Australia's Young People: Towards Independence'
- Commonwealth Department of Health and Family Services 1997. 'Youth Suicide in Australia: the National Youth Suicide Prevention Strategy'
- Australia Institute of Family Studies 1998. 'Youth Suicide Prevention Programs and Activities'
- NSW Health Department 1997. 'Suicide and Self-Harm Prevention Initiatives in NSW'
- 「青少年白書（平成9年度版）」総務庁青少年対策本部編
- 「労働白書（平成10年度版）」労働省編
- 「厚生白書（平成10年度版）」厚生省監修
- 「レジャー白書 '98」財団法人余暇開発センター
- 「警察白書（平成9年度版）」警察庁編
- 「日本の青少年の生活と意識」総務庁青少年対策本部編

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 187 号	オーストラリアの青少年政策－青少年の生活と直面する諸問題－	1999/10/29
第 186 号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第 185 号	1998 年米国中間選挙－米国の選挙制度－	1999/7/21
第 184 号	メガシティートロントの発足－トロント首都圏の広域合併問題－	1999/3/30
第 183 号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の 1998 年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入－マリランド州モンゴメリカウンティの場合	1999/2/15
第 178 号	韓国の「新都市」について－住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 175 号	イングランドのーツセンター	1998/10/23
第 174 号	タウンミーティング－住民自治の原型－	1998/10/23
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国の地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第 15 代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(2)	1998/5/15
第 163 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(1)	1998/5/15
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 161 号	自治体による国際協力への支援－欧州の現状－	1998/3/27
第 160 号	タイの行政制度－地方の行政を中心に－	1998/3/5
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp> をご覧下さい